

Pharmacy Startup Support Guide

税理士会計事務所が作る 調剤薬局解説完全マニュアル

目次

ファーマシー税理士事務所とは	・・・ P3
<Part1>調剤薬局を作るなら法人？個人事業主？	・・・ P4
調剤薬局を作るなら法人化すべき？-一般的な事業者の場合-	・・・ P5
調剤薬局を作るなら法人化すべき？-調剤薬局の場合-	・・・ P6
調剤薬局を作るなら法人化すべき理由①	・・・ P7
調剤薬局を作るなら法人化すべき理由②	・・・ P8
調剤薬局を作るなら法人化すべき理由③	・・・ P9
調剤薬局を作るなら法人化すべき理由④	・・・ P10
<Part2> 調剤薬局の法人設立に向けた準備Manual	・・・ P11
調剤薬局の法人設立に向けた準備①会計管理	・・・ P12
調剤薬局の法人設立に向けた準備②円滑対応	・・・ P13
調剤薬局の法人設立に向けた準備③調剤薬局開業時の税務関係の届出一覧（法人編）	・・・ P14
調剤薬局の法人設立に向けた準備④インボイスについて	・・・ P15
調剤薬局の法人設立に向けた準備⑤社会保険（労災保険）の加入手続き_1	・・・ P16
調剤薬局の法人設立に向けた準備⑤社会保険（労災保険）の加入手続き_2	・・・ P17
お問い合わせ	・・・ P18

ファーマシー税理士事務所とは・・・



税理士

川端 光一

Kawabata Koichi

これまで50件以上の調剤薬局の専任税理士を担当

<経歴>

- ・1981年5月2日生まれ
- ・私立新田学園卒業
- ・大原簿記学校愛媛校卒業

同校にて財務諸表論講師として2年間勤務し、会計教育と自己研鑽に励む

上京後、大手税理士法人に就職。25歳で税理士試験に合格

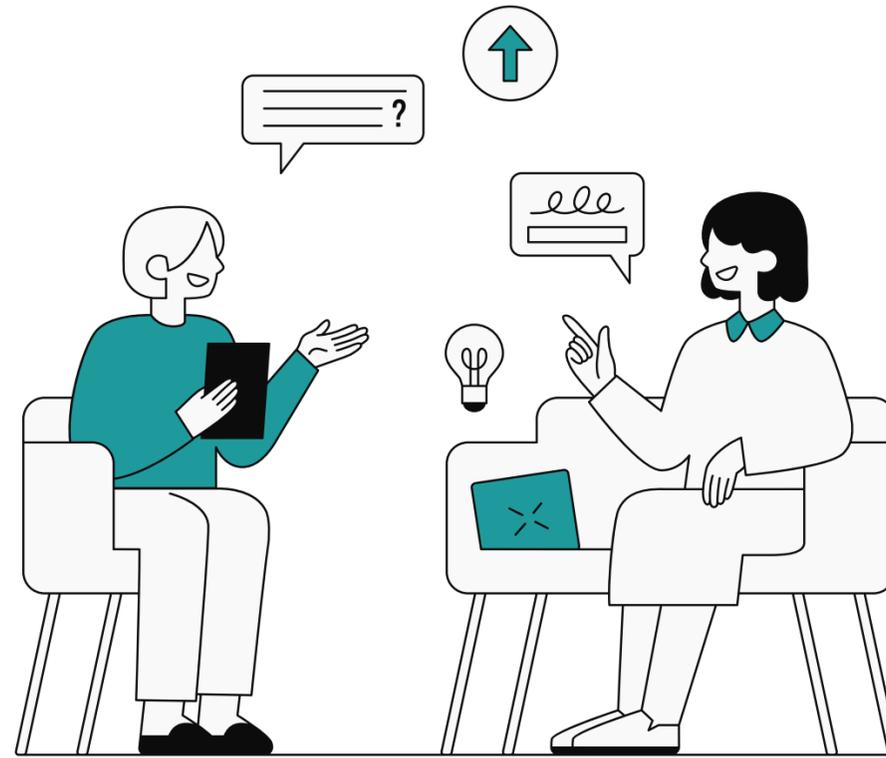
(合格科目：簿記論、財務諸表論、法人税法、相続税法、消費税法)
税理士法人退職後、小規模事務所に15年間勤務し、主に中小企業の経営支援に従事

2021年6月、東京都江戸川区平井にて自宅開業

2022年7月、東京都千代田区秋葉原に本店移転

累計3,000件以上の税務アドバイザー・資金調達支援の実績を持つ

Part 1



調剤薬局を作るなら法人？

個人事業主？

調剤薬局を作るなら法人化すべき？-一般的な事業者の場合-

一般的な事業であれば「**まずは個人事業でスタートして、軌道に乗ったら法人化する**」
という流れが王道



個人事業主は
スモールスタートできる



会計など複雑ではない
ケースが多い



法人税の支払いなどが無い

では、調剤薬局ではどうか

次のページ→

調剤薬局を作るなら法人化すべき？-調剤薬局の場合-

調剤薬局では「法人でスタートするケース」が圧倒的に多い



①開業前からある程度の売上見込みが立つ



②保健所の許可や手続きの関係



③消費税の節税メリットが小さい



④人材確保の観点からも法人が有利

調剤薬局を作るなら法人化すべき理由①

①開業前からある程度の売上見込みが立つから



事前調査により、開業前から売上の見通しが立てやすい業種

近隣の医療機関の診療科目や診療時間、地域の人口構成、既存の薬局数などを事前に調査することで、どの程度の処方箋が発行され、それが自薬局に流入するかをある程度数値で把握することができる。

関係構築で処方箋枚数を確保

医療機関との事前の関係づくりにより、開業初日から一定の処方箋を見込むことも可能。

あらかじめ想定した形での開業ができ、売上ゼロのリスクを抑えられる。

売上見込みが立つことで、法人設立の心理的ハードルも下がる

調剤薬局を作るなら法人化すべき理由②

②保健所の許可や手続きの関係で許可が必要だから



調剤薬局は開設時に保健所からの許可が必要

保健所の判断基準：運営が将来にわたって安定継続できるか

法人の利点

個人と比べ手続きが整っており将来の事業展開にも対応しやすい。

個人→法人の注意点

途中で法人化すると保健所の再許可が必要。

最初から法人での開設が合理的

調剤薬局を作るなら法人化すべき理由③

③消費税の節税メリットが小さい

個人事業でスタートすると、2年間は売上1,000万円以下であれば消費税が免税されるという「2年間消費税免税ルール」が活用できる。



一方調剤薬局は・・・

消費税の影響が小さいからこそ、法人化のハードルは低い

保険調剤が売上の大部分を占めているため、消費税のかからない「非課税売上」がメイン。

法人化による消費税デメリットをあまり気にしなくてよい。

④人材確保の観点からも法人が有利



「法人であること」は求人者の信頼性や安定性に直結

法人の利点

給与体系、福利厚生、労務管理などの面でも法人の方が整っており、人材確保の面でも有利に働くことが多い。

個人の場合

手続きは個人の名前で行うため、社員側から信頼性の面で敬遠されることも

Part2



調剤薬局の法人設立に向けた準備

Manual

調剤薬局の法人設立に向けた準備①会計管理

開業直後に必要な基本の会計対応は4つある

売上（調剤・OTC等）の管理

調剤・物販売上および窓口負担金の一元管理

調剤売上（レセコン月次データ）、OTC・雑貨等の現金／クレジット売上、自己負担金（窓口分）の日計管理
※レセコンとPOSが別の場合は整理が重要

現金・預金の管理

窓口の現金残高管理（日計表などで管理）

銀行口座は「薬局専用」の法人口座を作成し、
個人の支払いと明確に区分する

領収書・請求書の管理

経費の領収書はその場でファイルやアプリで保管

医薬品の仕入やリース料など、
請求書・引落明細もまとめて管理

給与の準備

スタッフがいる場合は給与計算も必須

給与ソフトやクラウド給与サービスを準備し、
社会保険・労働保険の手続きも早めに行う

税理士とスムーズに連携するための4つのポイント

まずは「資料整理」を意識

日々の資料整理が基本。
領収書・請求書・売上データ・銀行明細などがバラバラだと
月次報告や経営判断に支障が出ることも。

開業から半年以内には契約

決算間際は税理士に断られることもあるので、開業半年以内
の契約がおすすめ。開業初期の構築の段階から税理士をやり
取りできる体制を整えておく方が良い。

税理士に依頼する範囲を決める

調剤薬局での主な税理士依頼内容は、
仕訳入力／給与計算／月次試算表の作成
消費税・法人税申告／税務署や年末調整の届出書作成

会計ソフトの選定もサポート

クラウド会計×レセコン連携で業務効率化。
**税理士事務所に相談すれば、導入から初期設定までサポート
してもらえる**ことが一般的。

調剤薬局の法人設立に向けた準備③調剤薬局開業時の税務関係の届出一覧（法人編）

法人で薬局を設立した場合、次のような届出が必要となる。

届出書名	提出先	提出期限	補足
法人設立届出書	税務署	設立日から2か月以内	定款・登記簿謄本など添付
青色申告の承認申請書	税務署	設立日から3か月以内 or 第1期確定申告期 日まで	青色申告の特典（欠損金繰越など）を活用するために必要
給与支払事務所等の開設届出書	税務署	開設から1か月以内	給与の支払いがある場合
源泉所得税の納期の特例の承認申請書	税務署	特例希望時	給与が常時10人未満の場合、年2回納付にできる
法人設立・設置届出書	都道府県税事務所・市区町村	各自治体による	地方法人税や住民税のため

インボイス番号を取得すると消費税の申告が必要

調剤薬局とインボイス制度の対応ポイント

- 01 保険調剤は非課税売上のため、
門前薬局ではインボイス番号を取得しないケースが多い
- 02 OTC医薬品や雑貨などの販売は課税売上となるが、
それだけでインボイス番号の取得義務はない

ただし、老健施設や医療機関等との取引で
インボイス対応を求められる場合は取得が必要

調剤薬局の法人設立に向けた準備⑤社会保険（労災保険）の加入手続き_1

従業員を雇用する場合は、社会保険・労働保険への加入が義務

保険の種類	手続き先	提出期限	備考
健康保険・厚生年金	日本年金機構（年金事務所）	5日以内（開設日から）	被保険者資格取得届などを提出
労災保険・雇用保険	労働基準監督署（労災） ハローワーク（雇用）	雇用開始後速やかに	労働保険関係成立届、概算保険料申告書など

安心して働ける職場づくりには、開設後すぐの労災・社会保険手続きが重要

労災保険の加入要件

パートやアルバイト1人でも雇用していれば加入は必須

雇用保険の加入要件

- 週20時間以上勤務
- 31日以上雇用見込みがある場合

この条件に該当するスタッフには雇用保険の適用が必要

社会保険未加入のリスク・・・

- 遡っての保険料徴収（最大2年分）
- 税務調査や労基署の調査で是正指導
- 採用時の信頼性低下

手続きは早めに確実に。

問い合わせ窓口

初回のご相談は無料です。
お気軽にご相談ください。

☎ 03-5829-9440

🕒 平日 9:00~17:00

ライン公式アカウント



LINEアプリの友だちタブを開き、画面右上にある
友だち追加ボタン>[QRコード]をタップして、
コードリーダーでスキャンしてください。